

質問事項	質問背景と質問内容	市長、担当局長のおもな答弁内容
1.多核連携都市における地域拠点の拠点性の拡充について	<p>昨年の第4回定例会において、「均衡ある発展」をキーワードにいくつかの質問をさせていただきました。</p> <p>市長からは、「均衡ある発展」とは、「今後、人口減少・少子高齢化が加速していく中においても、地域特性を生かしながら市民生活の質や利便性を向上させ、市域全体の発展を目指すものであり、そのために必要な都市の姿として多核連携都市を掲げ、本市総合計画にも位置づけてある」こと。「そしてそれは、地域の核となる15の地域拠点に日常生活に必要な機能を確保し、拠点へのアクセス向上を図ることで、将来にわたり周辺地域にお住まいの皆様にとっても生活の利便性を確保するものであり、その実現に向け、様々な取組を進めているところである」との答弁をいただきました。</p> <p>そこで、今回はその答弁にあった、「多核連携都市」そして「15の地域拠点」の関係について質問をしてまいります。</p> <p>質問① 15ある地域拠点の拠点性の維持・拡充と地域特性についてあります。交通利便性や施設利便性等の視点で、15ある地域拠点が目指すべき姿をどのように考えておられるのかをお尋ねします。</p> <p>質問② 15ある地域拠点の周辺には、地域ユニティを形成する生活拠点が数多く存在しますが、今後少子高齢化が進んでいく中で地域拠点にあるまちづくりセンターや区役所の果たすべき役割は益々大きくなると考えられます。そこで、まちづくりセンターや区役所の機能強化、職員増員など今後に向けての方針をお尋ねします。</p> <p>質問③ 第8次総合計画や本市の都市マスタープランにもあるとおり、地域拠点相互が中心部を経由せずに公共交通や幹線道路でつながることが、持続可能で誰もが移動しやすく暮らしやすい「多核連携型の都市空間」の構成であるとのことです、これまで多くの先輩議員の皆さんからも同様の質問があつてあるところですが、改めて現時点では地域拠点相互がつながる方策をどのように考えておられるのかをお尋ねします。</p>	<p>答弁① 15の地域拠点は、今後の人口減少・高齢化を踏まえ、商業や医療など地域での暮らしに必要な機能を維持・確保し、郊外部を含めた地域生活圏全体の暮らしやすさを確保していくための地区であり、市中心街地とともに、本市が掲げる「多核連携都市」の骨格を形成するものである。現在、地域拠点の立地特性等を踏まえ、社会福祉施設等の立地に関する優遇措置や、鉄道駅などの乗り継ぎ拠点における交通接続機能の強化、地域拠点と郊外部を繋ぐコミュニティ交通の導入など、都市機能の誘導や交通利便性の向上を図る施策を実施するとともに、拠点性向上の観点から都市計画の見直しを進めている。今後も引き続き、各分野が連携した誘導施策等を実施していくとともに、にぎわいの創出や魅力的な都市空間の形成等に取り組み、将来にわたって市民の暮らしを守る「地域の核」となるよう、地域拠点の利便性と拠点性を高めてまいりたい。</p> <p>答弁② 地域拠点の利便性や拠点性を高めるため、様々な機能強化に取り組んでおり、まちづくりセンターや区役所が公共機能として果たす役割は大変重要であると考えている。今後、その取組の1つである地域ユニティの維持活性化に向け、地域人材の発掘や多様な主体をつなぐまちづくりコアティネット機能の充実など、地域の実情に応じたまちづくりセンターの機能強化に伴う地域担当職員の増員などを図ってまいりたい。</p> <p>答弁③ 持続可能でどれもが移動しやすく暮らしやすい「多核連携型の都市空間」の形成に向けては、市域及び都市圏の骨格となる2環状11放射道路等の広域道路ネットワークの形成を図るとともに、市中心街地と15の地域拠点を結ぶ8軸の基幹公共交通軸の強化やバス網の再編等による持続可能で利便性の高い公共交通体系の確立に努めてきたところである。地域拠点間相互の移動についても、円滑に目的地まで移動できる環境を整えるため、基幹公共交通軸の地域拠点等に乗換拠点を整備し、バス、市電などの多様な交通手段によるアクセス向上を図ることで公共交通ネットワークを強化することとしている。今後、市議会の「地域公共交通に関する特別委員会」における議論を通じて、次期地域公共交通計画において施策を取りまとめ、着実に取り組んでまいりたい。</p>

質問事項	質問背景と質問内容	市長、担当局長のおもな答弁内容
2.新市基本計画における合併推進債について	<p>新市合併計画関係業務委託の債務負担行為補正（追加分）として18億8千4百30万円を含む補正予算が可決されました。令和6年8月にとりまとめられた、「熊本市新市舎整備に関する基本構想」で示されている事業費は、約616億円プラスあります。また、財政負担の試算においては、財源内訳として市債約554億円うち交付税措置額約226億円、実質的な財政負担は、概算事業費から国庫支出金約2億円と交付税措置額約226億円、売却の場合で試算された跡地利用活用收入約133億円を差し引いた約225億円プラスと示されています。財源内訳にある市債が、合併推進債であります。</p> <p>質問① 平成30年4月25日に発出されている総務大臣通知によれば、この通知は法律の題名が改められたこと、地方債の特例に関する事項として、「地方債を起こすことができる適用年度が延長された」ことによる通知であります。この中で「合併特例事業推進要綱」の一部改正された全文も併せて通知されています。本市の市役所新市舎建設事業は、この要綱中の「新法分の「市町村合併推進事業」「市町村事業（合併前及び合併後の市町村事業）」に該当するものと想定されます。ここには、まず、対象となる事業として「（イ）構に基づき（この構に基づくは、総務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県が作成する構想のことではあります）その構に基づき合併した市町村が合併市町村基本計画に基づき実施する地方単独事業」と記載されておりまして、今回の市役所新市舎建設事業は、要綱中の対象事業にある「合併市町村基本計画に基づき実施する地方単独事業」にあたる必要がありますが、ここで言う本市の「合併市町村基本計画」とは、どの計画のこと、その計画にどのように位置づけられているのかをご教示ください。</p> <p>質問② 熊本市と旧三町のそれぞれの新市基本計画の中に、「公共的施設の適正配置や整備に関する基本的な考え方」の中に位置付けられているとのことでした。そこで、計画期間満了が迫っております「新市基本計画」についてお尋ねしてまいります。…（中略）…新市基本計画の中には「公共的施設の適正配置や整備に関する基本的な考え方」の中に位置付けられているようあります。</p>	<p>答弁① 合併特例事業推進要綱にある合併市町村基本計画とは、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき策定した「熊本市・富合町・「熊本市・城南町」、「熊本市・植木町」のそれぞれの新市基本計画である。市本庁舎については、新市基本計画中、公共的施設の適正配置や整備に関する基本的な考え方方に記載されている。</p> <p>答弁② 合併推進債の発行可能期間は、国の要綱により「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15か年度」と規定されている。この規定により、新市基本計画に基づいて行う事業については、令和6年度中に、実施設計の契約を締結した場合は、当該事業の完了まで合併推進債を活用することが可能となり、財源として見込むことができる。</p> <p>答弁③ 新市基本計画は、熊本市と旧合併3町との合併後の新市のさらなる飛躍をめざし、円滑な運営を確保するとともに、均衡ある発展を図ることを目的に、まちづくりの基本方針や具体的な新市の施策、財政計画等を定めたものである。これらの新市基本計画に基づき、これまで道路、学校、農業基盤、公共施設の整備などを進め、未完了事業については、計画期間を延長しながら事業を着実に推進してきた。残る一部未着手事業についても、それぞれの合併協議会で協議を行い、承認されたものであることから、地域の皆様、また議員各位をはじめ関係者のご意見を伺いながら、引き続き事業推進に努めている。</p>

質問事項	質問背景と質問内容	市長、担当局長のおもな答弁内容
3.熊本市立植木病院の果たすべき役割について	<p>合併推進債の期限が迫る中、大変気掛かりなのが新市基本計画の未完了の事業における実施設計と合併推進債の期限の関係についてであります。さらに、未完了事業の中には未着手の事業が含まれています。そこで、先程も申し上げましたが、新市基本計画は、「合併後のまちづくりについて確実に実行されることが約束されたもの」であることを踏まえてお尋ねします。現在完了していない三つの地域の事業の中で着手済みの事業については、その事業の完了まで合併推進債を充当することは可能なのか、また財源として見込んでいるのかをお尋ねします。</p> <p>質問③ 実施設計まで至らなかった、いわゆる未着手事業についてですが、新市基本計画は確実に実行されることが約束されたものという旧合併町の住民にとって、非常に注目度も高く、大変重要な、そして大きな期待が込められた計画であります。その未着手となった事業を今後、市としてどうしていかれるお考えなのか、今後の方針についてお尋ねします。</p> <p>質問① 「経営の安定に係るもの」として医師数が掲載されています。令和6年度が10人となっています。しかしながら、本年4月から現在までの医師数は7人の現状です。医師確保のために、具体的にどのような取組をされているのかお答えください。</p> <p>質問② 不足している医師は、整形外科1名、代謝内科1名、消化器内科1名をお聞きしました。常勤医師がないことで、4月から入院患者の受け入れができない医業収益に影響が出ると考えられます。救急搬送患者の受け入れ患者数も当然減ることになります。この実態をどのように捉えておられるのか、そして今後どのように対応していくお考えかをお聞かせください。</p> <p>質問③ 経営強化プランから植木病院が心不全療養の中心となって地域に貢献していくことを期待するところですが、このことについてのお考えをお聞かせください。</p>	<p>答弁① 市民病院と植木病院の医師の確保については、熊大病院からの派遣を基本として各診療科に派遣を依頼しているが、熊大病院からの派遣が困難な場合は、同時にホームページ等を通じた公募も行っている。さらに植木病院においては、常勤医師として医療機関に勤務していない医師への入職の勧誘、熊大病院以外の大学病院への派遣依頼、民間紹介業者への委託なども行い、医師の確保に取り組んでいる。</p> <p>答弁② 事業管理者が説明した種々の取組で医師の確保に努めているものの、現時点では、常勤医師の確保ができていないことは、認識している。そのため、常勤医師が不足している診療科においては、熊大病院からの派遣を中心とした診療応援医師を配置して診療にあたっている。また救急搬送患者については、常勤医師により対応可能な症例は受け入れているが、夜間帯や休日については、令和6年度から施行された医師の働き方改革への対応として、宿日直許可を取得した上で熊大病院の医師に多数回の宿日直を依頼しているため、救急搬送患者の受け入れは制限せざるを得ないのが実状である。本年4月から医師に対する時間外労働の上限規制が施行されたことにより、</p>

質問事項	質問背景と質問内容	市長、担当局長のおもな答弁内容
4.再生可能エネルギー政策と農業振興について	<p>近年、農業分野でも環境負荷の低減や持続可能な生産の観点から、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化が強く求められているところです。特に、太陽光発電やバイオマス発電、地熱エネルギーなど、地域特性を活かしたエネルギー源を農業に積極的に取り入れることは、農業経営の安定化や地域の脱炭素化(だつんそか)に寄与する考えられます。また、気候変動対応やエネルギー自給率向上の観点から、農業分野におけるエネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの活用は極めて重要だと考えます。‥(中略)‥国・地方脱炭素実現会議が公表した「地域脱炭素ロードマップ」では、再エネ等の地域資源を最大限活用し、地域の課題解決に貢献する地域脱炭素を実現するロードマップが示されています。そこで、お尋ねします。</p> <p>質問① 熊本市として、太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進に向けた支援など、どのような取組をされているか、また今後の再エネ推進などのエネルギー政策の考え方をお聞かせください。</p> <p>質問② 農業の持続性を確保し食料を安定的に供給していくためには、環境への負荷を低減し持続的に生産していくことが強く求められています。「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に加え、改正された食料・農業・農村基本法においても環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、農業生産活動等における環境への負荷の低減の促進等について規定したところです。</p>	<p>答弁③ 全体として医師に対する需要はひつゝ程度を強めているところはあるが、今後も引き続き常勤医師の確保に努めています。地域医療構想において、植木病院が地域において担うべき役割として、循環器分野の取組を強化することにしている。現在、植木病院では、院長を含めて4人の循環器内科の常勤医師が在籍しており、熊本市北部および鹿本地域において専門性の高い充実した医療が提供できる体制を整えられています。今後は、より重症の循環器疾患に対応できるように医療機器の整備を図るとともに、行政機関や医師会などと連携して、地域住民の皆様に心不全療養を含めた植木病院の循環器医療の専門性を広く認識していただくよう努めています。</p> <p>答弁① 本市は、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に基づき、都市圏が一体となって再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化の推進に取り組んでいます。これらの推進に向けては、市民の太陽光発電設備等の導入や、事業者の省エネ機器等の導入に対する補助を実施しているところである。今後については、令和7年度までに、地球温暖化対策実行計画を改定することとしており、再エネ導入の施策に関する目標を掲げるとともに、太陽光発電など地域の再エネを活用した事業を促進する区域の導入の検討など、更なる再エネの普及促進を図っています。</p> <p>答弁② 農業の発展と持続性の両立に向け、環境へ配慮した農業を推進し、温室効果ガスの低減等を図ることは重要な課題であり、国においても、改正食料・農業・農村基本法に先立ってみどりの食料システム戦略を定め、その後法制化することによってその方針を明確に示している。さらに、国は農業者に対し、各種補助事業を実施する際に環境負荷低減に向けた要件を設定するなど、環境に配慮する取組の実践を求める方向となっている。本市としても、農業生産活動における環境負荷の低減に向けて、施設園芸における暖房効率の向上による温室効果ガスの削減や化学肥料・化学合成農薬の使用低減等、まずは出来ることから取り組んでもらうことが重要と考えており、関係者と連携し、多様な取組を推進してまいります。</p>

質問事項	質問背景と質問内容	市長、担当局長のおもな答弁内容
5.公立保育園における幼児期を対象とした運動・スポーツ活動について	<p>農業の持続性を確保していくためには、生産活動時における環境負荷の軽減を進めるべきと考えますが、どのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。</p> <p>文部科学省は、平成24年3月に「運動習慣の基盤づくりを通して、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指す」として、「幼児期運動指針」を策定し、全国すべての約35,000の保育所・幼稚園に通達しています。‥(中略)‥しかしながら近年、幼児期からのスポーツ教育に力を入れる保育園や幼稚園も見られますが、読み書きなどの他の活動に力を入れている園もあることや、園によっては園庭の確保の課題などもあってすべての園で運動・スポーツ活動が十分に取り入れられているのか危惧するところです。‥(中略)‥国の中中央教育審議会の「子どもの体力向上のための総合的な方策について（答申）」によれば、「体力は、人間の発達・成長を支え、人として創造的な活動をするために必要不可欠なものである。したがって、体力は、人が知性を磨き、知力を働かせて活動をしていく源である。体力は「生きる力」の極めて重要な要素となるものである」と指摘されています。</p> <p>質問① 小・中学校のみならず幼児期の運動・スポーツ活動は将来の子ども達にとって大変重要なことだと考えますが、いかがお考えでしょうか。</p> <p>質問② 文部科学省の「幼児期運動指針」をもとにスポーツ庁が「幼児期の運動に関する指導参考資料「ガイドブック」第1集、第2集、DVDを作成しています。見てみると、「これらのポイントに配慮しながら、幼児が自発的に楽しく体を動かすことができる環境を整えましょう。紹介する遊びを参考に、それぞれの保育施設の実態に合わせて工夫してみましょう。」と呼びかけられていますが、公立保育園ではこのガイドブックを活用されている園がどれだけあるのか。参考にした具体的な取り組みがあれば併せて教えてください。</p> <p>質問③ 園庭などの施設面の課題で十分な活動ができるできないといった保育園がありますか。あるのであればどのような改善策をお考えかお尋ねします。</p>	<p>答弁① 幼児期は、運動全般の基本的な動きを身に付け、身体面も大きく成長する重要な時期である。この時期に、いろいろな運動に親しみ、体を動かす習慣を身に付けることは、心身の健やかな成長をはじめ、生涯にわたって健康を維持したり、何事にも積極的に取り組む意欲を育むなど、豊かな人生を送るために基盤づくりとなることから、遊びを通した運動は大変重要であると考えている。</p> <p>答弁② 本市では、スポーツ庁によるガイドブックを参考に、運動遊びに対する知識と意識の向上を目的とした保育士研修を行っており、各公立保育園においては、運動遊びを取り入れた保育活動を実施している。特に、歌や音楽に合わせ体を動かして表現するリトミック遊びや、遊具を組み合わせ多様な動きを経験するサーキット遊びなどを日々の保育に取り入れることで健やかな体や豊かな心の基盤作りを行っているところである。</p> <p>答弁③ 公立保育園の園庭の広さは、園児数に応じた国の基準は満たしているものの、大小さまざまであるため、園児一人ひとりが十分に体を動かして活動できるよう、クラス毎で時間を区切って使用するなどの工夫を行っている。また、園庭だけでなく、室内ホールを活用することで、季節や天気にとらわれず体を動かせる空間を確保している。今後も様々な工夫を行いながら、園児一人ひとりが自発的・主体的に楽しく体を動かすことができるよう、計画的な環境整備に努めている。</p>